

「関西ボーナスカットⅢ」控訴審 不当判決弾劾！

本日、大阪高等裁判所は、「関西ボーナスカットⅢ」控訴審で不当判決を下しました。私たちは、この不当判決に対し、満腔の怒りをもって弾劾する。

この裁判は、大阪第一運輸所分会組合員6名が、2005年の期末手当のカットは不当だとして、2006年1月13日大阪地方裁判所に提訴した事件です。一審判決は2010年1月20日に出されました。その内容は、運転中や点呼時の些細な事象をいかにも大げさに映し出した会社の言い分を、そのまま聞き入れた不当極まりない判決でした。控訴審においても、一審判決をそのまま踏襲したものとなっています。法廷では、会社の言い分がいかにも恣意的なものであるかが暴露されました。にもかかわらず、裁判所は私たちの正当な主張に全く耳を傾けなかったのです。

現在でも、JR東海労組合員を狙い打ちにしたボーナスカット攻撃が続いています。跳ね上がり管理者は、JR東海労組合員が乗務する列車に何度も添乗し、操作や確認作業をしているところを狙って試問を集中し、運転を妨害してきています。勇気ある組合員はその実態を録音し暴露しました。会社が何度も何度も恣意的なボーナスカットを続ける限り、私たちは、反撃の闘いを強化し続けていきます。断固闘いましょう！

会社は恣意的なボーナスカットを直ちに止めろ！